

Q & A

No.	質 問	回 答
1	従来の書面による契約も可能ですか。	原則、電子契約での契約締結をお願いします。ただし、パソコンや電子メールの環境が整わない場合等は、従来どおりの書面による契約も可能とします。
2	契約によって紙・電子を都度選択することは可能ですか。	選択することが可能です。
3	請書も電子契約の対象ですか。	請書は発注者・受注者双方が押印する書類ではないため、電子契約の対象外となります。
4	機械のメンテナンス等の請負契約についても電子契約の対象になりますか。	電子契約の対象になります。
5	電子契約を利用するための費用は必要ですか。	電子契約の利用に伴う費用は発生しませんが、インターネット通信料などは事業者負担となります。
6	電子契約サービス利用届出書の様式はどこから取得すればいいですか。	電子契約に必要な各種様式については、大垣市の電子契約ホームページからダウンロードしてください。
7	電子契約サービス利用届出書に会社印は不要ですか。	押印は不要です。
8	電子契約サービス利用届出書について、契約締結承認者に記載する氏名は入札参加資格者の代表者と一致しなくても問題ありませんか。	入札参加資格者名簿の代表者と同一としてください。
9	契約締結承認者は、代表者取締役でなければなりませんか。	原則、入札参加資格者名簿の代表者を承認者としてください。本社(店)から支社(店)または営業所に委任を行っている場合は、受任者が承認者になります。(支社長、支店長、所長等)また、社内において、代表者から役員又は従業員へ委任を行っている場合、当該受任者が承認者となります。
10	契約締結承認者と契約担当者が別の場合で、同一のメールアドレスを使用することは可能ですか。	同一のアドレスを設定することはできませんので、メールアドレスを2つ準備してください。なお、承認者1名で届出することも可能です。
11	「電子契約サービス利用届出書」について、アドレスに変更がない場合も契約の都度、提出する必要がありますか。	「電子契約サービス利用届出書」は、契約案件ごとに提出が必要となります。変更がない場合も、毎回提出をお願いします。
12	電子契約の使用方法が不明な場合はどこに問い合わせればよいですか。	電子契約システムの使用方法については、運営業者の「クラウドサインチャットサポート」にお問い合わせください。また、大垣市の手続きに関するお問い合わせは契約管財課契約グループまでお問い合わせください。 ※チャットサポートは、クラウドサインのTOPページ(https://www.cloudsign.jp)の画面右下のアイコンから使用可能
13	社内メールセキュリティでクラウドサインがはねかえされてしまう可能性はないのでしょうか。	ドメイン指定受信をされている事業者さまは、メールアドレスの受信設定で「cloudsign.jp」のドメインを登録してください。
14	事業者側の契約担当者が承認しない限り、契約締結承認者にメールは届かないのですか。	契約担当者が承認しない限り、契約締結承認者にメールは届きません。
15	クラウドサインからの承認メールを別のアドレスに転送することは可能ですか。	転送は可能ですが、クラウドサイン上ではクラウドサインからメールを受信したアドレスが承認した扱いになります。
16	承認をする際に、契約書の内容の誤りに気付いた場合は、どのように処理をすればいいですか。	電子契約サービス上で「同意せずに却下する」を選択し処理してください。その際に、却下する理由を入力して、担当課まで連絡をお願いします。

Q & A

No.	質 問	回 答
17	契約締結済の契約書は、どのメールアドレスに送付されますか。	「電子契約サービス利用届出書」で届出いただいた、承認ルート上の全員のメールアドレス宛に「契約締結完了のお知らせメール」に添付されて送付されます。また、締結済の契約書データは、クラウドサイン上に保管されます。
18	契約締結完了後に電子署名付き契約書PDFが届くことになっておりますが、どのデータが契約書の原本となるのでしょうか。	クラウドサイン上に保管されているデータが原本となります。 クラウドサインの無料IDの取得（フリープラン登録）を行うと、いつでもデータ取得が可能となるため便利です。※No. 20を参照
19	クラウドサインに保管されている契約書の保管期限は決まっているのですか。	現状、クラウドサイン上からデータが削除されることはないため保管期限はありません。
20	契約書データを紛失してしまった場合、市にて事業者の控えを再発行して頂くことは可能ですか。	市から再発行することはありませんが、事業者様がクラウドサインのフリープランに登録することで、クラウドサイン上に保管されている契約書データをいつでも取得できるようになります。※契約締結時に使用したメールアドレスで登録を行う必要あり ※フリープランの登録は、クラウドサインのTOPページ (https://www.cloudsign.jp) から
21	電子契約による契約締結後に、契約書の記載内容の誤りに気付いた場合は、どのように処理すればいいですか。	電子契約で締結した契約の内容は修正することができません。内容を修正する変更契約書を締結する必要がありますので、すぐに担当課に連絡をお願いします。
22	10月以前に、書面で契約を結んだ案件について、11月以降に変更契約する場合は、電子契約での対応となりますか。	電子契約の運用開始前に書面で契約を締結した案件の変更契約は、書面での契約と電子契約のどちらでも対応できます。電子契約とする場合は「電子契約サービス利用届出書」を提出してください。 なお、11月以降は、電子契約により締結した契約書の変更は電子契約で、書面で締結した契約書の変更は書面での契約により行うこととなります。
23	電子契約による承認はいつまでにすればいいですか。	原則として落札の通知を受けた日から、「建設工事・測量・建設コンサルタント」の案件については1週間以内に、「物件の製造・買入れ・委託・賃貸借等」の案件については2週間以内に契約締結を完了してください。
24	紙と電子で契約締結までのリードタイムは変わりますか。 電子の場合は期日が絶対となってしまいますか。	一般的には、電子契約の方が締結までのスピードが早いと言われています。（契約締結に関わる人が承認処理を速やかに行える場合） 承認の期日については、No. 23を参照。
25	添付契約書記載の締結日はクラウドサイン上で承認した日が締結日になるのでしょうか？ また委託開始日は締結日より過去の日になりませんか？	契約締結日は契約書に記載されている日付であり、クラウドサイン上の承認日とは一致しない場合があります。 委託開始日は、契約書に記載されている契約開始日になります。
26	電子契約の手続きでメール送信する提出物の送信アドレスや記載方法が知りたい。	「電子契約サービス利用届出書」記載の入札専用アドレスを使用してください。メール送信に伴う件名等の記載方法は、大垣市の電子契約ホームページに掲載します。

Q & A

No.	質 問	回 答
27	建設リサイクルの提出先と方法等について教えてほしい。	建設リサイクルの提出は、電子契約システムとは別に大垣市から「請負契約書（案）」を電子メールで送信します。受信後、速やかに「電子契約サービス利用届出書」に記載のある入札専用アドレスにPDF形式にて送信ください。
28	建設リサイクル提出時に内訳書を添付しておりますが、メール提出の場合も添付する必要がありますか。	内訳書についても添付して提出してください。
29	法定福利費を記載した工事費内訳書を契約締結後に提出する場合にメールでの提出は可能ですか。	メールでの提出が可能となります。
30	労働条件チェックシートについて、メールでの提出は可能ですか。	労働条件チェックシートのメールでの提出は可能です。「電子契約サービス利用届出書」に記載のある入札専用アドレスに提出してください。
31	清掃・警備業務委託の場合、電子契約手続きと並行して労働条件チェックシートを提出とありましたが、チェックシートにおいても入札専用メールアドレスに送付すればよろしいでしょうか。	入札専用メールアドレスに送付してください。従来どおり紙媒体での提出も可能ですが、電子契約の趣旨からも、可能な限りメールでの提出をお願いします。
32	人材派遣契約に必要な①労働派遣抵触日通知書や②比較対象労働者の待遇に関する情報提供は入札の段階でいただけるのでしょうか。または、契約書をいただく際に一緒にいただけるのでしょうか。また、契約締結後に提出が必要な労働者派遣通知書や派遣先管理台帳の提出は担当課へのメール提出でよろしいのでしょうか？	労働派遣抵触日通知書等の必要書類は、契約締結後、利用届に記載いただいたメールアドレスに送付させていただきます。また、労働者派遣通知書等の提出書類は、担当課にメールで提出してください。
33	現状、紙の契約書に添付している許可証などは、電子になった場合、どのように添付となりますか。または、添付不要となりますか。	許可証の添付が必要となる契約書については、これまで通り添付する必要があります。あらかじめ、許可証の写しやPDFデータを市担当者に提出してください。
34	保証事業者の電子保証以外の事業者のPDFファイルで発行された保険証券や保証証券については利用できますか。	保証書をPDFファイルに変換し発行された電子保証書については、利用できません。電子保証については、データの改ざん防止やサーバへの不正侵入防止等を施した電子保証の提供環境が整った事業者として「東日本建設業保証株式会社」、「西日本建設業保証株式会社」、「北海道建設業信用保証株式会社」が提供するものについて認めています。（令和6年10月時点） この場合、大垣市には認証キーの提出が必要です。他の事業者については、電子保証の提供環境が整い次第対応を検討します。
35	電子契約保証及び電子前払金保証を利用する場合に、認証キーの提出先はどちらになりますか。	電子保証を利用する場合、認証キーの提出先は「電子契約サービス利用届出書」に記載のある入札専用アドレスになります。
36	書面の契約保証及び前払金保証を提出する場合の提出先に変更はありますか。	書面での契約の場合は提出先に変更はありません。今までどおり、契約保証は契約管財課に提出し、前払金保証は経理主管課に提出してください。
37	電子保証を利用しない場合でも電子契約を利用することは可能ですか。	電子契約を利用することは可能です。電子保証の利用については事業者さまの判断となります。
38	入札参加資格の更新の申請は電子対応となるでしょうか。	入札参加資格の更新手続きについては、変更はありません。
39	電子契約書の場合でも履歴事項全部証明書の提出は必要ですか。	質問の内容は入札参加資格に関する事項ですので、電子契約を導入することで運用は変わりません。

Q & A

No.	質 問	回 答
40	市民病院での電子契約導入に関して、対象病院の一覧がありましたら確認をしたいです。物品の電子契約導入について、運用は従来通りまたは電子契約のどちらかを選択することができるという認識でよいですか。	大垣市民病院の発注に限ります。 電子契約の利用は、物品・工事ともに選択することができます。